

休日議会を行います

6月議会のお知らせ

問 議会事務局 ☎92-6543

基山町議会6月議会は、休日しか都合がつかない人でも傍聴できるよう、下表の会期日程(予定)で開催します。会期中は、どの日でも傍聴できます。傍聴の際は、新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

議場は、役場4階です。

令和5年6月議会 会期日程(予定)

※日程等は、状況により変更することがあります

日	曜日	開始時間	区分	内容	場所
9	金	午前9時30分	本会議	会期を決定します。町長が議案の提案理由を説明します。	議場
10	土	午前9時	本会議	《一般質問》 議員が町政に関する質問を行います。(1人60分以内)	議場
11	日				
12	月	午前9時30分	本会議	議案審議(議案内容について町長に質問します。) 委員会付託(委員会で審査するように決めます。)	議場
13	火	午前9時30分	委員会	付託を受けた議案を審査します。(厚生産業常任委員会)	委員会室
14	水	午前9時30分	委員会	付託を受けた議案を審査します。(総務文教常任委員会)	委員会室
15	木	午前9時30分	委員会	常任委員会での審査の結果を集約します。	委員会室
16	金	午前9時30分	本会議	常任委員会の審査結果を委員長が報告します。 議案について討論・採決を行います。	議場

※議場の傍聴席は、役場1階と4階ロビーにあるモニターでの放映、及びインターネット録画配信の映像に映る場合がありますので、ご了承ください。

区長・区長代理を紹介します

問 総務課 行政係 ☎92-7915

4月から就任された区長と区長代理を紹介します。令和5年4月1日から令和6年3月31日までの任期で、町と地域住民との連携事務をお世話していただきます。

区	区長	区長代理
4区	松石 英次(不動寺)	内山 秀明(才の上)
13区	中島 隆生(本桜3)	太田 久美子(北本桜7丁目)



4区区長
松石 英次



13区区長
中島 隆生

有料広告

相続した不動産でお困りですか？

- 空き家のまま放置してしまっている
- 複数の不動産を相続してどうしていいかわからない
- 固定資産税などの維持費の負担が大きい
- いくらで売れるか査定だけでもしてみたい



相談無料

まずは気軽にご相談!

0942-82-2408

株式会社坂口組 不動産事業部
〒841-0004 鳥栖市神辺町 450-3



児童への交通安全指導を行います 交通安全指導員の紹介

問 住民課 くらしの安心・安全係 ☎85-8171

児童を交通事故から防ぐために活動する交通安全指導員として、4月から2年間の任期で、20名の方が町長から委嘱を受けました。横断歩道で交通指導を行うほか、小学校や保育所、幼稚園での交通安全教室、街頭での交通安全指導などを行います。

朝の通学時間は通勤時間とも重なり、交通量が多くなります。児童に対し思いやりのある運転を心がけましょう。



1区
榎木 利幸



2区
原 澄雄



3区
坂口 明



4区
坂口 照男



5区
後藤 憲治



6区
山川 英治



7区
荻原 茂行



8区
鶴岡 健治



9区
中村 正彦



10区
平野 富雄



11区
荻田 昭男



12区
北島 悟



13区
古賀 元



14区
古川 治久



15区
松永 弘伸



16区
埜口 益美



17区
大坪 義明



基山小学校
中園 のり子



若基小学校
羽根 喜子



基山中学校
白水 千夏

防犯啓発・子どもたちの見守りなどを行います 安全な町づくり推進協議会委員の紹介

問 住民課 くらしの安心・安全係 ☎85-8171

安全な町づくり推進協議会委員は、安心で安全な町づくりのために活動しています。

4月から、6区・13区の安全な町づくり推進協議会委員と基山交番所長が交代したのでお知らせします。

地域の安全のため、防犯の啓発や防犯灯・危険箇所の点検、防犯パトロール、路上違反屋外広告物の撤去、子どもたちの見守りなどを行います。



6区
梁井 忠信



13区
小澤 常幸



基山交番所長
中尾 圭史

5月12日は民生委員・児童委員の日です

問 福祉課 社会福祉係（民生児童委員協議会事務局） ☎92-7964

大正6年5月12日、現在の民生委員制度の基となる「済世顧問制度」が発足しました。この創設日を記念し、全国の民生委員・児童委員が社会福祉の増進へ決意を新たにする日として、昭和52年に「民生委員・児童委員の日」が制定されました。

民生委員・児童委員って？

その地域に暮らす身近な相談相手として、皆さんからの生活上の心配ごとや困りごとの相談に応じるとともに、必要な支援への「つなぎ役」になります。

また、地域の見守り役として、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りも行っています。



安心してご相談ください

「プライバシーが侵害される」「かまってほしくない」と訪問を断る人もいます。民生委員・児童委員には、法による守秘義務があります。皆さんからの相談内容が他の人に伝わることはありません。安心してご相談ください。

相談が解決につながります

「〇〇さん、最近姿を見かけないけど大丈夫かな」「ご近所で、怒鳴り声と子どもの泣き声が聞こえて心配だな」…そんなときもご相談ください。身近な人の連絡で、早期対応が可能になります。

「倉野地区地区計画」の案に対する公告縦覧及び意見の募集を行います

問 定住促進課 都市計画係 ☎92-7920 ✉teiju-1@town.kiyama.lg.jp

「倉野地区地区計画」の案を作成したので、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、案の公告縦覧及び意見の募集を行います。

▽縦覧・意見募集期間 5月10日(水)～5月23日(火) 午前8時30分～午後5時15分

※土曜日、日曜日、祝日を除く

▽縦覧場所 情報公開コーナー（役場3階）、基山町ホームページ

▽意見の提出方法 郵送、FAX、メールまたは持参
様式は情報公開コーナーやホームページで取得できます

▽注意事項

- ・提出された意見の概要と、それに対する町の考え方を、ホームページで一定期間公表します。
公表する場合は、個人情報に十分配慮します。
- ・いただいた意見について、個別の回答や返却は行いません。

**食品リサイクルから生まれた
有機肥料
バイグリーン**

**野菜にも!
お花にも!**

5袋以上ご購入で、**オリジナルグッズ**
プレゼント!!

（有）鳥栖環境開発総合センター
鳥栖市轟木町929-2 TEL.0942-83-4594

期間限定セール! 広告

(期間 令和5年4/15～5/31)

15Kg/袋 通常310円が、
200円! (税込)

営業 月～金曜 8時～17時
時間 土曜日 8時～12時
※祝日も営業しています!

有料広告

基山町消防団 部長の紹介

問 総務課 防災係 ☎92-7915

令和5年度の基山町消防団各部の部長を紹介します。

	氏名	担当地区
本部長	城島 信嗣	町内全域
第1部長	長野 聖太	3区、8区、9区、12区
第2部長	佐藤潤二郎	1区、11区
第3部長	靄 健寿	2区
第4部長	酒井 寛輝	4区
第5部長	石井 耕輔	6区(9部の担当区域外)
第7部長	森 靖仁	7区
第8部長	木原 寛徳	5区、10区、13区
第9部長	天辰 奏太	6区(白坂地区、桜町、末広)、 けやき台全域
女性部長	酒井 由利	町内全域



本部長



第1部長



第2部長



第3部長



第4部長



第5部長



第7部長



第8部長



第9部長



女性部長



農地法の下限面積要件が廃止されました

問 産業振興課 農地係 ☎92-7945

耕作を目的として農地を取得する場合は、農地法第3条の規定に基づき農業委員会の許可が必要です。令和5年4月1日から、許可を受けるための要件のひとつの「下限面積要件」が廃止され、農地を取得しやすくなりました。

ただし、農地の権利取得に必要なその他の要件はこれまでどおり適用され、農地の権利取得後は、その農地すべてを耕作する必要があります。

- ①全部効率利用要件 申請地を含め、所有している農地及び借りている農地のすべてを効率的に耕作すること
- ②農作業常時従事要件 申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること
- ③地域との調和要件 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

有料広告

各種写真撮影スタジオ
フルヤスタジオ

FURU Photo

Furuya Studio

住所：基山町宮浦186-50 電話番号：0942-50-5850
Mail：furuyastudio@gmail.com
URL：http://furuyastudio.com

お宮参り
ご入園・ご入学
七五三
ご卒業・ご卒業
二十歳の記念
ご結婚
マタニティ

life is beautiful photography

町民の健康増進を応援します

令和5年度基山町軽スポーツ普及応援金

問 まちづくり課 国スポ・全障スポ推進室 文化・スポーツ係 ☎92-7935

町では、軽スポーツの普及によって軽スポーツ人口を拡大し、町民の健康増進や地域の活性化につなげることを目的として、町内の軽スポーツ団体に対し、令和5年度から「軽スポーツ普及応援金」を交付します。

▽対象種目 グラウンドゴルフ、ミニバレー、ラージボール卓球、太極拳、ターゲットバードゴルフ、気功、吹矢、ウォーキング、ミニテニス、スロージョギング® 等
※その他の競技については、別途ご相談ください

▽対象団体 次の①～③をすべて満たす団体
①町内に居住する者で構成されている団体
②町内で活動している団体
③10人以上で活動している団体

▽応援金の額	活動人数	金額
	10人以上19人以下	1万円
	20人以上	2万円



▽申込方法 申請書をまちづくり課（役場2階）に持参
※申請書はまちづくり課や基山町ホームページで取得できます

▽受付期間 令和5年4月1日（土）～令和6年3月15日（金）



ホームページはこちら

令和5年度 基山町主催スポーツ教室

きやまスロージョギング® 教室 参加者募集

問 まちづくり課 国スポ・全障スポ推進室 文化・スポーツ係 ☎92-7935

隣の人とお喋りしながら楽しく走れる「スロージョギング®」は、無理なく気軽に始められる運動として人気があります。楽しく運動して体力アップ&シェイプアップ!生活習慣病にならない健康な体を作りませんか?

健康ポイント事業 参加1回ごとに10ポイント付与!きのくにカードポイントに交換できます(40歳以上対象)

▽内容 毎週2回、多目的運動場の周回コースを、各自の体力に合わせてスロージョギング®で走ります。

▽日時 6月12日（月）～8月23日（水）の毎週月・水曜日（計20回）
午後6時～7時

▽場所 基山町総合公園 多目的運動場（雨天時は総合体育館）
集合場所は申込時に案内します

▽対象 小学生以上（通院中の方は、主治医の許可を得てください）

▽定員 60人程度（先着順）

▽講師 （一社）日本スロージョギング協会、同協会による資格認定者

▽申込方法 まちづくり課（役場2階）または電話で申し込み
電話の場合は、①氏名、②生年月日、③住所、④電話番号をお伝えください。
申込後、日程表などを郵送します。

参加無料!
申し込みは随時受け付けています

介護保険住宅改修施工事業者登録（更新）のお知らせ

申 問 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 給付係 ☎81-3317 ☎81-3316

鳥栖地区広域市町村圏組合では、介護保険に基づく住宅改修を行う場合、住宅改修施工事業者の登録が必要です。介護保険住宅改修施工事業者の登録（更新）を希望する事業者は、次のとおり登録申請をしてください。

なお、今回の登録申請の受付は令和6年7月の予定です。

- ▽登録条件 令和5年6月に実施予定の登録研修を受講すること
- ▽申請期間 5月1日（月）～5月31日（水） ※郵送の場合5月31日（水）必着
- ▽提出書類 ①住宅改修施工事業者登録（更新）申請書
②住宅改修施工事業者業務概要書
③住宅改修の施工に係る誓約書
（提出書類は鳥栖地区広域市町村圏組合ホームページからダウンロードできます）
- ▽提出先 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 給付係

ご確認ください！

介護保険料は納期限までに納めましょう

問 鳥栖地区広域市町村圏組合 総務課 収納対策室 介護保険料係 ☎85-3637

介護保険料は、40歳～64歳の方は加入している医療保険料と合わせて納めますが、65歳になると個人ごとに市町村（鳥栖地区広域市町村圏組合）へ納める方法が変わります。

納め方は特別徴収（年金天引き）が原則ですが、65歳になったばかりの人、年金が年額18万円未満の人などは普通徴収（納付書または口座振替）で納める必要があります。

期限までに納めない場合、介護保険の利用者負担が3割または4割に引き上げられるなどの「給付制限」がかかることがあります。介護保険料は、必ず納期限までに納めましょう。

▽介護保険料（普通徴収）の納付期限・口座振替の振替日

令和5年度	
納 期	納期限・口座振替日
1期（6月）	6月30日（金）
2期（7月）	7月31日（月）
3期（8月）	8月31日（木）
4期（9月）	10月2日（月）※
5期（10月）	10月31日（火）
6期（11月）	11月30日（木）
7期（12月）	12月25日（月）
8期（1月）	1月31日（水）
9期（2月）	2月29日（木）
10期（3月）	4月1日（月）

納期限・口座振替の振替日は、原則として月の末日です。

※月末が土日祝日にあたる場合は、金融機関が休みのため翌営業日となります。そのため、同じ月に納期限が2回ある月もあります。

納め忘れがなく安心、納付に行く手間も省けます

便利な口座振替をご利用ください

普通徴収（窓口納付）の方は口座振替もご利用いただけます。

【申込み・問合せ】

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険料係 ☎85-3637

介護保険は、介護が必要となったときの不安や負担を、社会全体で支え合う制度です。ご自身やご家族のため、介護保険運営の大切な財源である介護保険料の納付にご協力ください。

「はかり」の定期検査を行います

問 産業振興課 ブランド化推進室 商工観光係 ☎92-7945
 (一社) 佐賀県計量協会 ☎0952-31-1411

「はかり」は、製造段階でどれだけ正確であっても、使用しているうちに誤差が生じます。このため、商店・工場・事業場などで取引や証明に使用される「はかり」は、計量法により、2年に1回の定期検査が義務付けられています。検査の方法には、①集合検査と②所在場所検査の2種類があります(いずれも費用がかかります)。

①集合検査

検査会場に「はかり」を持ち込んで受ける検査です。
 ▽日時 5月18日(木) 午前10時～午後3時30分
 ▽会場 佐賀県農業協同組合 基山支所
 ▽対象 非自動はかり、分銅、おもり(ひょう量250kg以下)

②所在場所検査

移動が著しく困難な「はかり」について、設置場所で受ける検査です。※ひょう量300kgを超える大型のもの検査を受けるには別途手続きが必要となるので、詳しくはお問い合わせください。

井戸水を利用している方へ きれいな水を安心して飲むために

問 まちづくり課 環境対策室 生活環境係 ☎92-7941 / 東部水道企業団 三養基営業所 ☎89-2868

井戸水は、夏は冷たく、冬は温かく感じたり、カルキ臭がしなかったりするため、利用している家庭も多いようです。しかし、雨水や周囲の様々な環境の影響を受けやすく、必ずしも水質がよいとは言えないため、次のことに気をつけてください。

①水は消毒してから飲みましょう

- ・きれいに見えても細菌などが含まれていることがあります。沸騰させてから飲みましょう。
- ・日頃から色や味、臭いに注意し、異常があれば水質検査を受けましょう。
- ・市販の塩素滅菌装置・浄水器などの設置も効果があります。

②井戸のまわりの点検をしましょう

- ・井戸のフタは施錠し、周囲に柵を設けるなど、関係者以外や動物が近づかないようにしましょう。
- ・井戸やその周辺を点検・清掃し、常に清潔に保つよう心がけましょう。

③水質検査を受けましょう

- ・年に1回以上、飲用に適するかどうか水質検査を受けましょう。

水道を利用できる地域にお住まいの方へ

上水道は、定期的に水質検査を実施して安全を確認し、水質基準に適合した水を、責任もって家庭まで送っています。水道を利用できる地域にお住まいの方は、水道に接続されることをおすすめします。

石井行政書士事務所 (全国相続協会相続支援センター・三養基郡基山相談室)

相続・遺言・家族信託

成年後見(任意後見)

農地転用許可申請

知的資産経営報告書作成支援

〈 ご相談・お問い合わせ先 〉

行政書士 石井 貞好

〒841-0201 ☎0942-48-5044

基山町大字小倉332番地32(高島団地北2丁目)

春の農作業安全運動 実施中

申問 産業振興課 農林業振興係 ☎92-7945

農作業による事故を未然に防止し安全な農作業ができるよう、次のことを心がけましょう。

トラクター

- ・運転するときは、道路の路肩や、ほ場の出入口、傾斜地での走行に注意しましょう。
- ・転倒・転落時の安全を確保するため、作業中は必ずシートベルトとヘルメットを着用しましょう。
- ・次の作業に入る前に、必ずブレーキの連結状態を確認しましょう。
- ・トラックなどに積載する時は、歩み板の固定を確実に行いましょう。

作業を始める前には、農機の始業点検や取扱説明書の確認を行い、安全な運転操作に努めましょう。

コンバイン

- ・機体幅とクローラ幅が大きく異なります。路肩への寄り過ぎ、バック時の転落・転倒がないよう、機体感覚を意識して操作しましょう。
- ・不用意に回転部に手を入れないようにしましょう。
- ・畔の乗り越えは直角に行い、10センチ以上の段差では歩み板を使いましょう。

その他の機械

- ・刈払作業をするときは、万が一に備えてシールド・ゴーグル、すねあてを装着しましょう。
- ・周辺状況を確認して作業を行い、無理な姿勢となっていないか注意しましょう。

農業機械の保険に加入しましょう

申問 産業振興課 農林業振興係 ☎92-7945

近年、自然災害によってたくさんの農業用機械が被災しています。昨年まで浸水しなかったご自宅の農機倉庫が、次は浸水するかもしれません。

農業機械への被害を防ぐために、次のことに気をつけましょう。

- ・浸水被害の恐れあるときは、早めに農機を避難場所に移動させましょう。
- ・農機が被災した場合に備えて、農機を保険に加入しましょう。

農機の修理や再取得のための費用負担が少なくなり、農業経営へのダメージを軽減することができます。

令和5年 春期農作業標準賃金

問 産業振興課 農地係 ☎92-7945

作業名	内容	金額	備考
耕起・代かき (10a あたり)	平坦	14,200 円	耕起： 9,500 円 代かき： 4,700 円
	山麓	16,000 円	耕起： 10,700 円 代かき： 5,300 円
育苗	出芽苗 (箱剤未処理)	440 円	稲田渡し (J A 委託苗価格)
	硬化苗 (箱剤処理済)	860 円	
田植 (10a あたり)	平坦	7,800 円	苗運搬費及び肥料代は含まない
	山麓	9,700 円	
防除 (ジェットホース) (10a あたり)	平坦	790 円	農薬代は含まない 株間防除は 50% 増とする
	山麓	950 円	
農地保全管理 (1 時間あたり)	草刈り	2,000 円	燃料代、機械借上料を含む

※この金額は標準賃金です。不整形の田や狭い田等については、双方で調整してください。